



栃木県特定最低賃金の改正決定に係る関係労働者
及び関係使用者の意見聴取に関する公示

栃木労働局一般公示第5号

栃木地方最低賃金審議会は、「栃木県塗料製造業最低賃金」、「栃木県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「栃木県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、「栃木県自動車・同附属品製造業最低賃金」及び「栃木県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業最低賃金」の改正決定について調査審議を行うため、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第25条第5項の規定に基づき、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くので、栃木県の区域内で事業を営む使用者又はこれに使用される労働者(これらの者の団体を含む。)であって意見を述べようとするものは、その意見を記載した文書を令和8年9月11日までに、栃木地方最低賃金審議会(宇都宮市明保野町1番4号 宇都宮第2地方合同庁舎 栃木労働局労働基準部賃金室内)あて提出してください。

令和8年8月21日

栃木労働局長
中野知基

